

令和6年度

事業計画

令和6年3月25日

社会福祉法人
池田町社会福祉協議会

(1) 総論

新型コロナウイルス感染症は昨年 5 月に感染法上の 2 類から 5 類に引き下げられその感染力も弱毒化が進み、ようやく以前の暮らしが地域において戻ってきました。しかしながらコロナが残した負の影響は計り知れません。コロナ禍によって、大切な人と人とのつながりを切らすことのないよう、池田町社会福祉協議会は、高齢期においても新しいつながりを創り出せる環境を整え、町全体の活性化を目指す取り組みを続けてきました。しかしながら、コロナにより一度町内会や老人クラブにおいて停滞してしまった地域活動は、高齢化もあいまって更に減衰傾向がみられ、一部の地域では団体の解散という話も出てきている状況にあります。

地域福祉を推進する池田町社会福祉協議会としましては、令和 4 年度から、町と一体的に策定した「第 1 期池田町地域福祉プラン」(以下、地域福祉プランという。)に基づいてしっかりと町全体の状況を把握し、さらに計画の実効性を高めるために、地域住民の皆様に中身を十分理解していただけるよう、町福祉課等と連携し周知に努めて参ります。令和 5 年度に、内閣府戦略的イノベーションプログラム(SIP 事業)の移動支援に係る研究事業の対象地域のひとつに池田町が選定されました。地域福祉プランの中にある移動支援についての取り組みを前に進めるためのきっかけづくりにしたいと考えております。令和 2 年度から ZOOM を使った交流ができるよう取り組み、令和 3 年度には道の ICT 通いの場事業に参画。今まで行ってきた事業をオンラインで実施する方法についても一定の成果が得られたところであり、SIP 事業の推進のために ICT を活用して高齢者がつながるためのツールとして(株)TOPPAN のスマホアプリの開発に協力し実際に町民の皆様に利用していただくことを計画しております。

また、元旦に発災した能登半島地震などをはじめ全国的に災害が増加傾向にあります。町の情報防災係とも連携し、減災、防災の観点から地域福祉プランを運用し、万が一のときには災害ボランティアセンターがしっかり機能するよう準備を進めます。

以上、地域における公益的な取り組みを実施する責務が求められ、社会福祉法人の果たすべき役割はますます大きなものとなっています。

社会福祉協議会は、事業の中心として地域福祉事業を推進しており、福祉関係機関との連絡調整だけではなく、あらゆる地域資源を活用し、住民の皆様に生じる様々な生活課題の解決に結び付けるために極めの細かい事業を実施していきます。

(2) 法人運営事業

総論でも述べたように、コロナによって失われたものを取り戻すためには、社会福祉協議会としての体制を固める必要があるため町と協議を行い、令和 6 年度は、常勤職員 1 名を補充する計画であります。財源は、道社協からの債権管理事務費と SIP 事業の業務手数料を活用し不足分を町から支援していただくよう調整しました。2 月 20 日締め切りで応募がなく現在募集継続中であります。

事業運営のための主たる財源は町交付金と社会福祉振興基金からの繰入金ですが、町民各位には普通会员、特別会員、賛助会員いずれかの社協会員となっただき、各公区を通じて会費の納入をいただいています。貴重な自主財源として地域福祉推進事業に活用させていただいており、今後も同様に進めていきますが、人口減少と高齢化の進展はスピードが増しており、地域によっては協力が得にくい地域もみられるようになってきました。

社協活動の認知度を高めるために社協だよりなど広報活動にも力を入れ、町民の皆様のでいききと活躍する姿を大きく掲載しております。更に町民の皆様により詳しい情報を得てもらうためにホームページに連携するためのQRコードを掲載するなど、紙面、SNS、YOUTUBEのLIVE配信、アプリの連動を考えており、今後はスマホアプリを使用し、即日ボランティア活動のマッチングが可能になるよう事業展開を進めていきます。役職員研修は、管外研修は計画しておりませんが、必要に応じて管内あるいは、オンラインを活用していきます。ワゴン車を導入しましたので当面は、社協が実施している行事やサロンなどの送迎についてもできる範囲のルールを決めて対応していきます。車両の無料貸し出しについては、社会福祉法人の地域貢献の一環として行えるよう引き続き検討します。

事務局体制は、引き続き事務局長1名、総務・地域福祉部門4名、介護保険部門2名に新職員1名(未定)を加えて計8名の正職員と、住民活動支援員7名です。

(3) 地域福祉推進事業

【地域あんしんセンターいけだ (法人後見事業について)】

平成27年度から設置した「地域あんしんセンターいけだ」では、町から受託の池田町成年後見実施機関運営事業、法人後見運営事業、道社協から受託の日常生活自立支援事業を担う組織として活動しています。現在、法人後見受任は3件、日常生活自立支援事業受任も1件です。現在減少傾向にありますが、継続的に相談を受けているケースが3件あるため長期的には増加していくものと考えております。

個人資産を管理する業務でもあるため、複数人による定期的なチェック機能を厳密に働かせ、正確な業務遂行を行っています。令和4年度からは町との連携を更に強化し、中核機関としての機能も果たせるよう研鑽に努めています。

個人資産をお預かりするという大変難しい事業ではありますが、必要とされている方が潜在的にも多いと考えられますので、組織として十分に対応できる体制づくりが課題となっています。

市民後見人養成講座を他町と共催の上で実施し、マンパワーの確保については町と連携し、必要な支援をいただきながら住民サービスの向上に努めて参ります。

【生活支援体制整備事業について】

生活支援体制整備事業は、受託から 8 年目に入ります。コロナ禍を乗り越え通いの場の充実とともに新しい人材の発掘も同時に進んでいます。一方で、通いの場に自分で交通の確保をして通えない人が顕在化しています。平成 19 年度から「ふまねっと」を中心とした通いの場の充実を図り、平成 28 年から老人クラブのメンバーを中心とした互助組織としての「LOREN 支えあいパートナー制度」と併せて、住民主体の活動を側面的支援に行い「人と人」をつないできました。

平成 30 年からは ROCOCO2 号店に介護予防の拠点を作り、介護予防を通して「人と場所」をつないできておりコロナ後の利用者は増加傾向にあります。

そこで、令和 6 年度から数年かけて住民主体の移動支援の選択肢を増やすことで、「人と人、人と場所がつながり続ける」地域づくりについて町民の皆様とともに検討していきます。

多くの町民の方に地域福祉プランの内容が伝わっていないことがありますので、地域福祉プランの推進の一環として、池田町における移動支援の在り方について町民の皆様から理解を得られるような場面を作っていきます。若年層の参加については、依然低迷しているので「地域福祉プラン」の周知をきっかけとして住民の皆さんの声を拾い、更に町に出るきっかけづくりに新職員を加えて展開していきます。特に令和 3 年度から取り組んでいる ICT 事業には高齢者の方も多く参加しているので、新しく導入するアプリの効果的運用を検討していきます。第一興商のエルダー健康教室については、機械の無料貸し出し規程を整備する予定です。

【ふれあい広場事業について】

「ふれあい広場」は、令和 5 年度の反省会の中で、2 日間日程で実施することになっているので、令和 6 年度は、8 月 24 日、25 日に予定します。ふれあい広場は、池田町の福祉関係者を中心とし、一般町民の皆様と「助け合い」の大切さを共有できる大切な場です。年々ボランティアの高齢化の課題が上がっていますので、行事全体の規模や役割分担など、検討が必要です。

できる限り早い時期に、町内福祉関係団体、各種ボランティア団体等多くの皆様のご協力による実行委員会を立ち上げ実施に向けた準備をしていきます。

【福祉教育の推進について】

福祉教育の推進は関係者間の連携が重要です。小学生にも理解できる地域福祉プランを目標とし、ダイジェスト版を作成して周知活動を行うなど、共生型社会づくりに対応していきたいと考えています。

中学 3 年生に対する福祉体験学習は、地域に住む関係者の協力を得て実施しており共生社会の実現にとって非常に重要な場面となっております。この事業も地域福祉プラン

に位置付けられている事業なので、町福祉課、町教育委員会等の関係者の協力を求めながら実施すべき事業であると考えています。

その他、各種地域福祉関連事業についても継続して実施していきます。

(4) 介護保険関係事業

【居宅介護支援事業（ケアプラン作成）】

当社協が経営する介護保険事業として、介護の課題が解決できるよう住民の皆様のために質の高い公正中立なケアプランを提供していきます。

関係機関と連携を密にしながら専門職チームや住民の協力で解決に導ける事業所運営を目指すために、法人内における事業ごとの個人情報の共有を進めていきます。

令和 6 年度 4 月からは、制度改正により、介護予防プランを直接契約の上サービス提供できるようになるため。(以前は、包括支援センターが実施する業務の一部を社協が委託を受けていた。)3 月 15 日までに事業申請を提出します。

なお、令和 5 年度に高齢者虐待防止のための指針の制定を行いますが、令和 6 年 3 月 31 日までに「BCP マニュアル(事業継続計画)の策定」「衛生管理マニュアルの策定」が義務づけられていたものが延期となっているので、令和 6 年度中に策定する予定です。

2. 令和 6 年度事業実施計画

事業分類	事業内容	事業説明
1. 一般事業	1. 調査広報事業	1. 社協だよりの発行(ホームページとの連携) 2. ホームページの情報更新(フェイスブックとの連携) 3. ICT 支援アプリとの連携 4. YOUTUBE での LIVE 配信
	2. 地域組織活動事業	1. 社協会員加入の促進 2. 民生・児童委員協議会、共同募金委員会、町内会連合会、各福祉団体・施設等との連携 3. 各種大会、研修会への参加 4. 池田町地域福祉実践計画推進委員会(月 1 回)
	3. ボランティア活動事業	1. ボランティア保険の加入 2. ボランティアスクールの開催 スマホ(ZOOM)使い方講座 見守りノルディックウォーキングの実施

		<p>3. 地域防災セミナーの開催</p> <p>4. 福祉教育推進活動 池田中学校コミュニティスクール部会への参画</p> <p>小中高生ボランティア活動の普及及び援助 池田中学校3年生福祉体験への協力</p> <p>5. ボランティア各種研修会への派遣</p> <p>6. サンタクロース事業の開催</p> <p>7. 再生ボランティア活動の支援</p> <p>8. ICT 支援アプリ『まちたっぷ』の活用</p>
	<p>4. ボランティア・町民活動支援ルーム運営事業</p>	<p>1. ボランティア団体の共有事務所機能</p> <p>2. 町民の交流サロン機能</p> <p>3. ボランティア研修機能</p> <p>4. 災害時のボランティアセンター機能</p>
	<p>5. 地域福祉推進事業</p>	<p>1. 児童青少年福祉 (1) 伸びゆく子どものための活動助成 (2) 地域児童遊園地施設整備助成</p> <p>2. 母子福祉 (1) 母子寡婦会への育成助成</p> <p>3. 障害者福祉 (1) 身体障害者池田分会への育成助成 (2) 身体障害者交流のつどい（ほほえみのつどい）の実施</p> <p>4. 遺族福祉 (1) 遺族会の育成助成</p> <p>5. ふれあいサロン事業の運営 (1) ふまねっとカフェ事業 (2) ふれあい麻雀サロン事業 (3) 卓上サロン事業（囲碁、将棋等） (4) アルバムカフェ事業 (5) ロココサロン事業 (6) 太極拳教室事業 (7) ICT を活用したオンライン通いの場事業</p> <p>業</p> <p>(8) おもちゃ図書館運営事業</p>

		<p>6. 小地域ふれあいネットワーク事業の推進</p> <p>(1) たすけあいチームづくりの組織化</p> <p>(2) 要援護者の調査・発見・把握、見回り活動と声かけ、安否確認</p> <p>(3) レクリエーション等各種行事での交流の場</p> <p>(4) 災害発生時の応援体制づくり</p> <p>(5) ふれあいネットワークサロン事業 その他</p> <p>7. ふれあい広場 2024 の開催</p> <p>8. 地域介護予防活動支援事業</p> <p>1次予防の継続 (ふまねっと健康教室、くもん脳トレ教室、新聞書写脳トレサロン、再生ボランティアサロン、知識力アップサロン、レクレーション吹矢サロン等)</p> <p>0次予防の推進 (新5年間プロジェクト)</p> <p>9. 介護支援ボランティア事業 (町受託事業) ボランティアポイント管理業務</p> <p>10. マックスバリュ池田店との連携</p>
	6. 老人福祉事業	<p>1. 単位老人クラブの育成助成</p> <p>2. 老人クラブ活動の援助</p>
	7. 在宅福祉サービス事業	<p>1. ふれあい昼食会の実施 (毎月1回)</p> <p>2. ロコメール(安否確認・脳トレ)の実施 (月2回)</p> <p>3. 在宅福祉機器貸与事業 (ベッド、車椅子等)</p> <p>4. ふれあい遊具貸与事業</p>
2. 地域あんしんセンターいけだ事業	1. 地域あんしん相談室の運営	<p>1. セミナー形式での普及活動と相談業務</p> <p>2. 社協職員による随時相談</p> <p>3. 専門職との連携 (弁護士、司法書士等)</p>
	2. 池田町成年後見実施機関に関する事業	<p>1. 家庭裁判所への手続き支援</p> <p>2. 成年後見制度普及・啓発</p> <p>3. 市民後見人のフォローアップ研修</p>
	3. 法人後見受任に関する事業	<p>1. 池田町社会福祉協議会が成年後見人を受任</p> <p>2. 法人後見支援員委嘱</p>
	4. 日常生活自立支援に	<p>1. 福祉サービスの利用手続き支援</p>

	関する事業（福祉サービス利用援助事業）	<ul style="list-style-type: none"> 2. 日常的金銭管理 3. 書類等の預かりサービス
3. 生活支援体制整備事業	1. 生活支援コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1層コーディネーターの配置（兼務職） 2. 2層コーディネーターの配置（専門職、兼務職） 3. 3層コーディネーターの配置（住民活動支援員、LOREN 支えあいマネジャー）
	2. 協議体の設置	<ul style="list-style-type: none"> 1. サービス事業関係者 2. 地縁組織及び団体関係 <p>※生活支援コーディネーターが参加する会議をみなし協議体として実施しています。</p>
	3. 調整会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> 1. 町福祉課 2. 生活支援コーディネーター 社会福祉協議会
4. 池田町在宅福祉サービス事業（町受託事業）	1. 介護予防・要介護認定調査・地域支え合い事業	<ul style="list-style-type: none"> 1. 介護予防マネジメント（新） 2. 要介護認定調査受託 3. 支え合いバス事業
5. 介護保険事業	1. 介護保険サービス提供事業	<ul style="list-style-type: none"> 1. 居宅介護支援事業 2. 介護予防支援事業（新）
6. その他の事業	1. 生活福祉資金貸付事業窓口業務（実施主体;道社協）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 総合支援資金（生活、住宅入居、一時生活） 2. 福祉資金（福祉、緊急小口） 3. 教育支援資金（教育支援、就学支援） 4. 不動産担保型生活資金
	2. 内閣府戦略的イノベーションプログラムスマートモビリティの開発研究事業への協力	<ul style="list-style-type: none"> 1. 各種研修会 2. アンケート 3. 研究会議等